

議案第38号

松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のように定める。

令和5年11月30日提出

松戸市長 本郷谷 健次

提案理由

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を実施  
するため。

## 松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては俸給、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び義務教育等教員特別手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬<u>及び</u>期末手当をいう。</p>	<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては俸給、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び義務教育等教員特別手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p>
2 (略)	2 (略)
<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第18条 給与条例第20条（第1項後段を除く。）から第20条の3までの規定は、<u>6月1日及び1月2月1日にそれぞれ在籍し、任期の定めが6月以上の</u>フルタイム会計年度任用職員について準用する。</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第18条 給与条例第20条（第1項後段を除く。）から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p>
2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）と同じくするものに限る。次項並びに <u>第30条第2項及び第3項</u> において同じ。）の定めの合計が6月以上に至ったとき	2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）と同じくするものに限る。次項、 <u>次条第2項及び第3項、第30条第2項及び第3項</u> 並びに <u>第30条の2第2項及び第</u>

は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 (略)

3項において同じ。)の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 紹介条例第20条の4 (第1項後段及び第2項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月末満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 フルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 紹介条例第20条(第1項後段を除く。)から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 紹介条例第20条(第1項後段を除く。)から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規

則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき俸給の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、俸給の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均支給額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき俸給の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、俸給の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均支給額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

#### (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 納入額の算定（第1項後段及び第2項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第20条の4第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、俸給の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均支給額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会

計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月末満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

4 パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。